

株式会社防災屋 (Bosaier Co., Ltd.)

Fire and Disaster equipment
Maintenance Advisor

大阪本社

所在地

〒544-0023
大阪市生野区林寺6丁目8-5

TEL

06-6718-7009

FAX

06-6718-7010

事業内容

防火対象物点検・防災管理点検
防火管理者の代行
消防用設備点検
消防用設備の設計・施工
建築基準法第12条点検(定期報告)
特区民泊の工事・申請
BCP対策

東京支店

所在地

〒101-0041
東京都千代田区神田須田町
1丁目7番8号VORT秋葉原IV2F

TEL

03-6699-7303

FAX

03-6699-7304

名古屋支店

所在地

〒510-0034
三重県四日市市
滝川町9-15 アルカディア1D

TEL

059-329-7818

FAX

059-329-7819

保有資格

消防設備士 甲種特類・甲種1～5種
消防設備士 乙種6・7種
危険物取扱者 甲種、乙種1～6種・丙種
第二種電気工事士
第三種電気主任技術者
工事担当者(AI・DD総合種)
ECO検定、毒物劇物取扱者
甲種防火管理者
防火対象物点検資格者
防災管理点検資格者
民泊適正管理主任者
自家用発電設備専門技術者
防災士

株式会社 防災屋



Bosaier Co., Ltd.

[https://
fdma.co.jp/](https://fdma.co.jp/)



消防設備業届出番号

大阪市生野消防署
令和5年度 第31935号

登録電気工事業者届出番号

大阪府知事届出 第2024-0122号

建設業の許可

大阪府知事許可(般-6)第161760号
電気工事業、消防施設工事業

加盟団体

(一社)予防団

CORPORATE PROFILE

事業内容 BUSINESS

防災屋は、消防法および建築基準法に基づく法定点検・報告および設備の設計・施工およびメンテナンスに関する各種サービスを提供し、防火管理・防災業務の手間と不安から解放します。

02 防火管理者の代行

外部の専門家を防火管理者に選任する方法です。消防法 第8条(防火管理者)および 第36条(防火管理者等)の規定に基づいて選任される防火管理者や防災管理者等、防火管理のプロフェッショナルがデジタルコンテンツやシステムを用いて代行します。防火管理者は外部委託による「プロ代行」と自ら法定講習を修了する「セルフ選任」という二つの選択肢があります。

01 防火対象物点検 防災管理点検

防火対象物点検とは、その建物の防火管理者が消防計画に基づき適切に防火管理を実施しているかを防火対象物点検資格者が確認する点検です。消防法 第8条の2の2(防火対象物の点検及び報告)および 第36条(防火管理者等)の規定に基づき、有資格者による防火対象物点検および防災管理点検を毎年1回実施します。点検報告周期を1年に1回から3年に1回とすることができ「特例認定制度」による大幅なコストカットも可能です。

03 消防用設備点検

消火器やスプリンクラー、自動火災報知設備などの消防用設備が火災の際に正常に作動するか定期的に点検し、官報する消防署へ報告する制度です。消防法 第17条の3の3(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)にて半年に1回の機器点検および1年に1回の総合点検を実施することが規定されています。また、消防署への消防用設備点検の結果報告を1年に1回もしくは3年に1回実施します。※建物用途や規模によって点検費用が異なります。

04 消防用設備等の設計・施工

消防用設備とは、「消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の総称」です。

新築工事や用途変更(民泊や福祉施設、店舗の開業など)に伴う改修工事に際して発生する消防用設備等の設計・施工を有資格者が承っております。

全ての消防用設備等の設計・施工が可能である他、消防署に届け出る各種関係書類も一式作成します。

05 建築基準法 第12条点検(定期報告)

建物には、法令に基づいた必要な定期点検があります。建築基準法 第12条(報告、検査等)の規定に基づき、有資格者による点検を実施します。「特定建築物定期調査/防火設備定期検査/建築設備定期検査」建物用途や規模によって点検費用が異なります。消防用設備点検と同時に実施で値引き可能です。

06 民泊の許認可取得

民泊の許認可申請に必要な消防用設備等の届出・設計および施工を承っております。消防法令適合通知書を取得するための消防関係業務一式だけでなく、趣向行政書士との提携で保健所への申請までワンストップで実施できます。

これまで民泊の許認可取得に携わった案件は200件以上と豊富な実績がございます。消防用設備等を含む民泊の許認可取得に際するお困りごとは全てお任せください。



予防時代をリードする 200年企業をつくる

人命救助の最前線は、予防。
これからの200年は、予防の時代。
予防時代をリードする企業に、
防災屋はなる。

MISSION 01

脱・アナログ 労働集約型ビジネス業界

このままでは持続不可能な日本の制度をデジタルコンテンツで改革

- 日本の消防法に基づく防火管理者制度をデジタル化、システム利用することで機能させる。
- 消防業界のアナログ規制を、少子高齢化や世界のデジタル化に沿って改革する。
- より安全な社会をデジタルの力を用いて作り上げて、真の安心をクライアントに提供する。

MISSION 02

挑戦する個を エンパワーメントする

挑戦者の支援を通じて
旧態依然とした消防業界の改革をブースト

- 消防業界で挑戦する人を増やす取り組みをする。
- 直営店の成功事例を見本に、10年で300消防設備士事務所FC加盟店を全国で開業する。
- 経営機能をFC本部が支援することで、独立・起業直後に多量な請け構造の末端で働いて抜け出せなかった消防設備士を救う。



代表紹介
INTRODUCTION
REPRESENTATIVE

平成元年生まれ
鈴鹿工業高等専門学校 材料工学科を卒業
静岡大学工学部に3年次編入。大学院を修了し、鈴木株式会社に入社
消防設備業者で10年間、実務経験およびWebマーケティングを担当して独立
消防業界のマーケティングを担当する青木マークを設立
月刊誌「電気と工事(オーム社)」にてコラム連載中
現役消防士と共同代表理事で(一社)予防団を設立
予防時代をリードする200年企業をつくることを目的に防災屋を設立